

申請による換価の猶予のご案内

市税を一時に納付することが難しい方のために、分割で納税ができる猶予制度があります。

換価の猶予が認められると…

- 原則1年以内の期間に限り納税が猶予され、分割して市税を納付することができます。
- すでに差押を受けている財産の換価が猶予されます。
- 差押により事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある財産については、新たな差押が猶予される場合があります。
- 換価の猶予が認められた期間の延滞金の一部が免除されます。

1. 要件 下記要件①～④の全てに該当すること

- ① 納付すべき市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあること
- ② 市税等の納付について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請書の提出があること
- ④ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

2. 申請期限

猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請してください。

なお、申請期限を経過していても他の猶予制度をご案内ができる場合がございますので、収納課までご相談ください。

3. 必要書類

- 換価の猶予申請書
- 下記添付書類

猶予を受けようとする金額	
100万円以下	100万円を超える
・財産収支状況書	・財産目録 ・収支の明細書 ・担保提供に関する書類 ※猶予期間が3か月以内の場合は担保の提供は不要です。

4. 提出先

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 総務部収納課 (TEL: 072-674-7155・7156)